



令和5年9月25日

北海道運輸局海上安全環境部

海上運送法に基づく輸送の安全の確保に関する指導文書の発出について

国土交通省北海道運輸局では、下記の事業者に対して海上運送法第25条に基づく検査を実施した結果、安全管理規程に違反する事実を確認し、別紙のとおり輸送の安全確保に関する指導文書を発出しましたので、お知らせいたします。

記

1. 発出年月日

令和5年9月25日

2. 事業者の氏名又は名称及び住所並びに検査概要

事業者の名称：有限会社北欧産業

事業者の住所：小樽市港町4番5号

検査概要：令和5年5月18日に海上運送法第25条に基づく検査を実施したところ、気象・海象の数値等の運航中止基準にかかる情報や安全教育及び事故処理訓練の概要等が記録されていない等の安全管理規程違反が確認された。

3. 指導事項

別紙のとおり

【問い合わせ先】
国土交通省北海道運輸局海上安全環境部運航労務監理官
川本・高井
TEL：011-290-2773

(有)北欧産業に係る指導事項

1. 運航管理者及び船長は、安全管理規程第28条に基づき、運航中止基準にかかる情報を記録すること。
2. 運航管理者又は運航管理補助者は、安全管理規程第37条及び作業基準第9条に基づき、旅客待合所又は発着場に旅客の遵守事項を掲示すること。
3. 船長は、安全管理規程第37条及び作業基準第10条に基づき、船内の見やすい場所に旅客の遵守事項を掲示すること。
4. 運航管理者は、安全管理規程第52条に基づき、実施した安全教育や事故処理に関する訓練の概要を記録すること。
5. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第54条に基づき、安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準を含む。）及び運航基準図を船舶、事務所その他必要と認められる場所に、容易に閲覧できるよう備え付けること。
6. 船長は、運航基準第8条に基づき、速力基準表を船橋内の操作する位置から見やすい場所に掲示すること。

以上